

1、通勤災害とは
労働者が通勤により被つた負傷、疾病、障害又は死亡を言います。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、次に掲げる移動を、

(1)住居と就業の場所と

の間の往復
(2)就業の場所から他の就業の場所への移動
(3)住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動
合理的な経路及び方法により行うこと

質問に答えます

をいい、業務の性質を有するものを除くものとされていますが、移動の経路を逸脱し、又は移動

を中断した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の移動は「通勤」とはなりません。

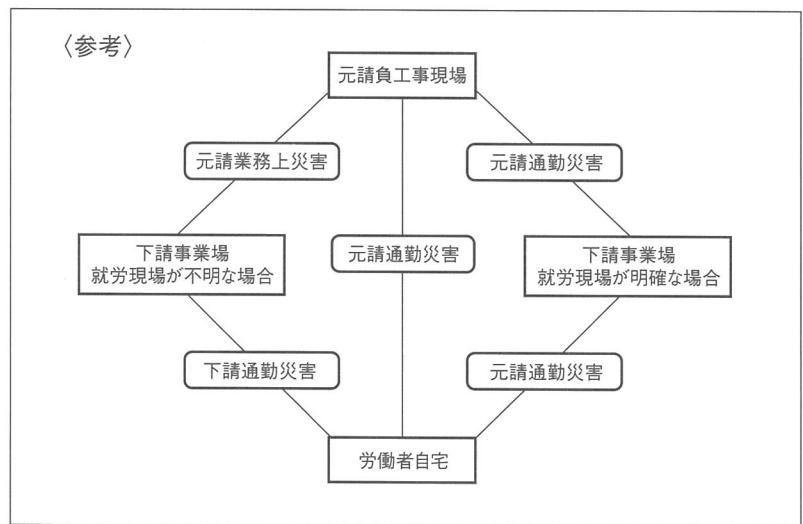
但し、逸

脱又は中断が日常生活上必要な行為であり、厚生労働省令で定める

やむを得ない事由によ

り行うための最小限度のものである場合には、逸脱又は中断の間を除き「通勤」となります。

建設業における通勤災害等の取り扱いについて教えてください



2、建設業における通勤災害の取り扱いについて教えてください

問③ 下請労働者が、所属事業場において準備作業等（資材・道具の購入、搬入等）の業務を行った

問② 下請労働者が、当日の就労現場が明確である場合で単に集合のため、所属事業場等を経由して元請負人の工事現場に向かう場合は？

答② ①と同様元請負人の工事現場の保険関係にかかる通勤災害となります。

3、建設現場以外における業務災害について

問⑤ 下請労働者が、異なる現場間を移動する際に被災した場合は？

答⑤ 下請事業場から特定の業務指示が無かつた場合においては、向かた先の現場の保険関係にかかる業務災害になります。

場合は？

答③ 所属事業場までは所属事業場の保険関係による通勤災害となります。その後、元請事業場の工事現場に向かう場合は、元請負人の工事現場の保険関係にかかる業務災害となります。